

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	女性の再就職促進のための税制上の優遇措置	
2	要望の内容	「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」（平成22年9月10日閣議決定）を踏まえ、女性の再就職促進の観点から、一定の要件を満たした企業について、その法人税の負担を軽減する措置を講じる。 平成23年度税制改正要望としてすでに要望した「女性の再就職促進のための税制上の優遇措置」の修正等を検討中である。	
3	担当部局	内閣府男女共同参画局	
4	評価実施時期	平成22年10月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新設	
6	適用又は延長期間	—	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 出産・育児を機に退職し、現在無業であるが就業を希望している女性の再就職を促進する。 《政策目的の根拠》 「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」（平成22年9月10日閣議決定）において、平成23年度税制改正において、雇用の促進等のための企業減税措置を講じることとされている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	12. 男女共同参画社会の形成の促進 1. 男女共同参画社会の形成の促進 (6) 女性の参画拡大に向けた取組
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 25～44歳の女性の就業率73%	
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 25～44歳の女性の就業率 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 —	
8	有効性等	① 適用数等 —	

		②: 減収額	—
		③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:—)</p> <p>—</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:—)</p> <p>25～44歳の女性のうち、就業を希望する女性は184万人にもものぼる。また、出産等を機に退職した女性の再就職には困難が伴う状況にあり、25～44歳の女性の就業率は66.0%(平成21年)である。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:—)</p> <p>—</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:—)</p> <p>—</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」(平成22年9月10日閣議決定)において、「新成長戦略の実現、特に、「雇用」を機軸とした経済成長を推進する観点から、政策税制措置を平成23年度税制改正において講ずる。このため、①健康・環境分野等をはじめとする雇用の創出のほか、②正規雇用化、③育児支援、④障がい者雇用などの視点を踏まえ、例えば、雇用の増加に応じ、企業の税負担を軽減する措置を講ずるなど、有効な税制措置の具体化を図る。」とされており、本要望はこれに対応したものである。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③: 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—